

第2回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会次第

日時 令和4年3月24日（木）
午前10時～
場所 酒田市民会館「希望ホール」
3階 小ホール

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 史跡 山居倉庫の現状と課題について
(資料1) 課題プロット図
(資料2) 構成要素一覧
 - (2) 山居倉庫の保存・活用の大綱（案）と基本方針（案）について
(資料3)
- 4 その他
- 5 閉会

酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会委員名簿

◎委員

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	日本城郭研究センター名誉館長	田中 哲雄	欠席
2	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	北野 博司	欠席
3	酒田市文化財保護審議会委員	清野 誠	
4	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	平山 育男	
5	株式会社E A U 代表取締役	崎谷 浩一郎	
6	株式会社ANA総合研究所 主席研究員	井上 裕太	
7	ユアマイスター株式会社 営業部 マネージャー	荒木 真司	Zoom参加
8	株式会社テーブルビート 代表取締役	佐藤 俊博	
9	酒田市 企画部長	宮崎 和幸	
10	株式会社良品計画 ソーシャルグッド事業部長	河村 玲	
11	The Hidden Japan 合同会社 代表	山科 沙織	
12	庄内園芸緑化株式会社 代表取締役会長	渡部 佐界	

◎オブザーバー

(敬称略)

No.	職名	氏名	備考
1	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	渋谷 啓一	欠席
2	山形県観光文化スポーツ部 文化振興・文化財活用課 文化財振興主査	渡部 英	
3	全国農業協同組合連合会 山形県本部 本部長	佐々木 英之	Zoom参加
4	庄内倉庫株式会社 代表取締役	太田 政士	
5	庄内みどり農業協同組合 総合企画部長	佐藤 裕	Zoom参加
6	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課 課長	菊地 昭雄	
7	港南コミュニティ振興会 会長	小野 英男	Zoom参加

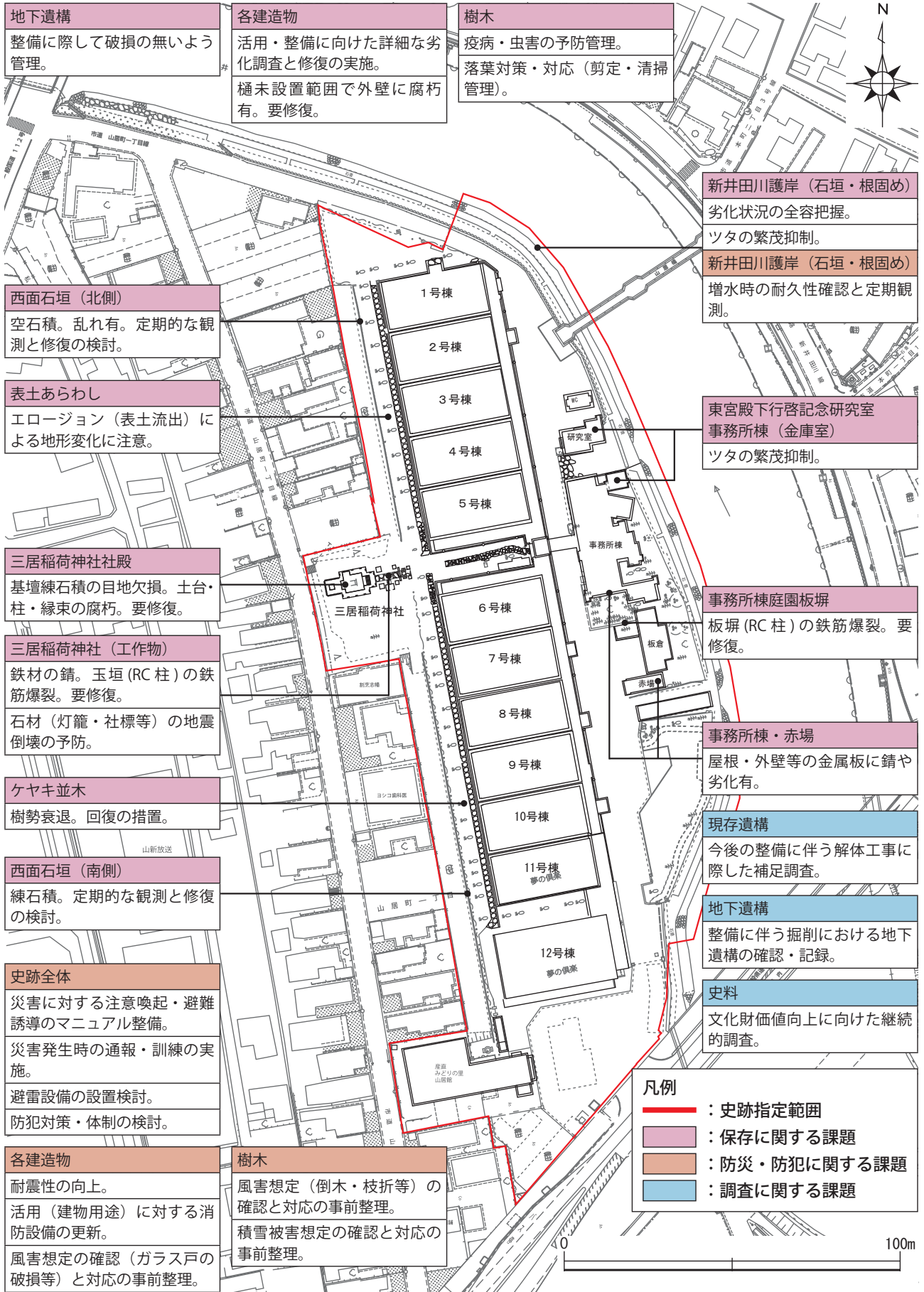
◎山居倉庫保存活用計画策定支援業務受託事業者

(敬称略)

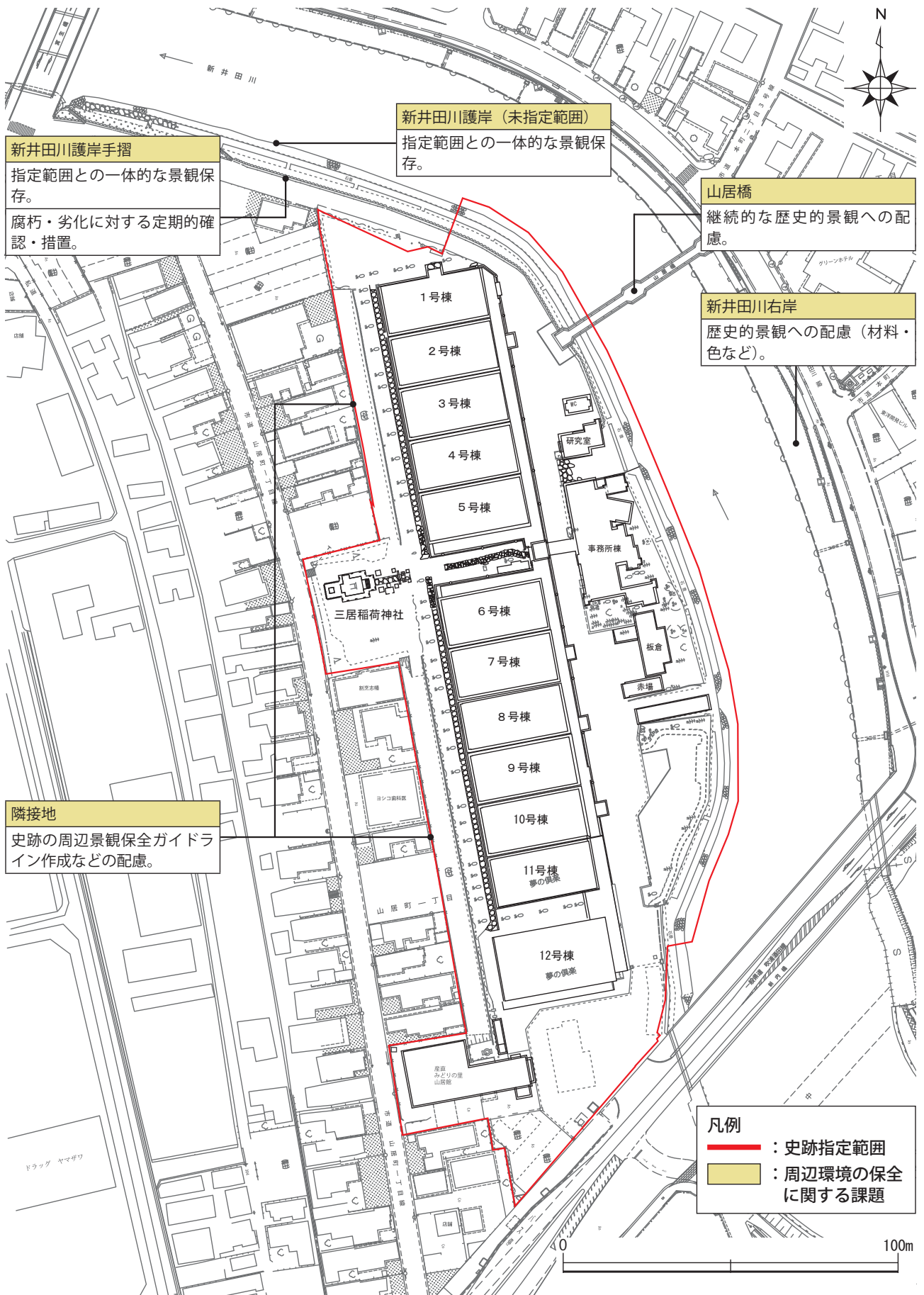
1	株式会社グリーンシグマ	瀬戸 智	
2	株式会社グリーンシグマ	梅嶋 修	

◎事務局

No.	職名	氏名	備考
1	酒田市教育委員会教育長	鈴木 和仁	
2	〃 教育次長	池田 里枝	
3	酒田市上席専門員	阿部 勉	
4	〃 社会教育文化課長	阿部 武志	
5	〃 社会教育文化課長補佐	村井 重良	
6	〃 文化財主査兼文化財係長	川島 崇史	
7	〃 主任	渡部 裕司	
8	〃 主事	阿部 貴之	
9	〃 主事	柿崎 智之	
10	〃 主事	村上 一也	



保存に関する課題



新井田川護岸手摺
 指定範囲との一体的な景観保存。
 腐朽・劣化に対する定期的確認・措置。

新井田川護岸 (未指定範囲)
 指定範囲との一体的な景観保存。

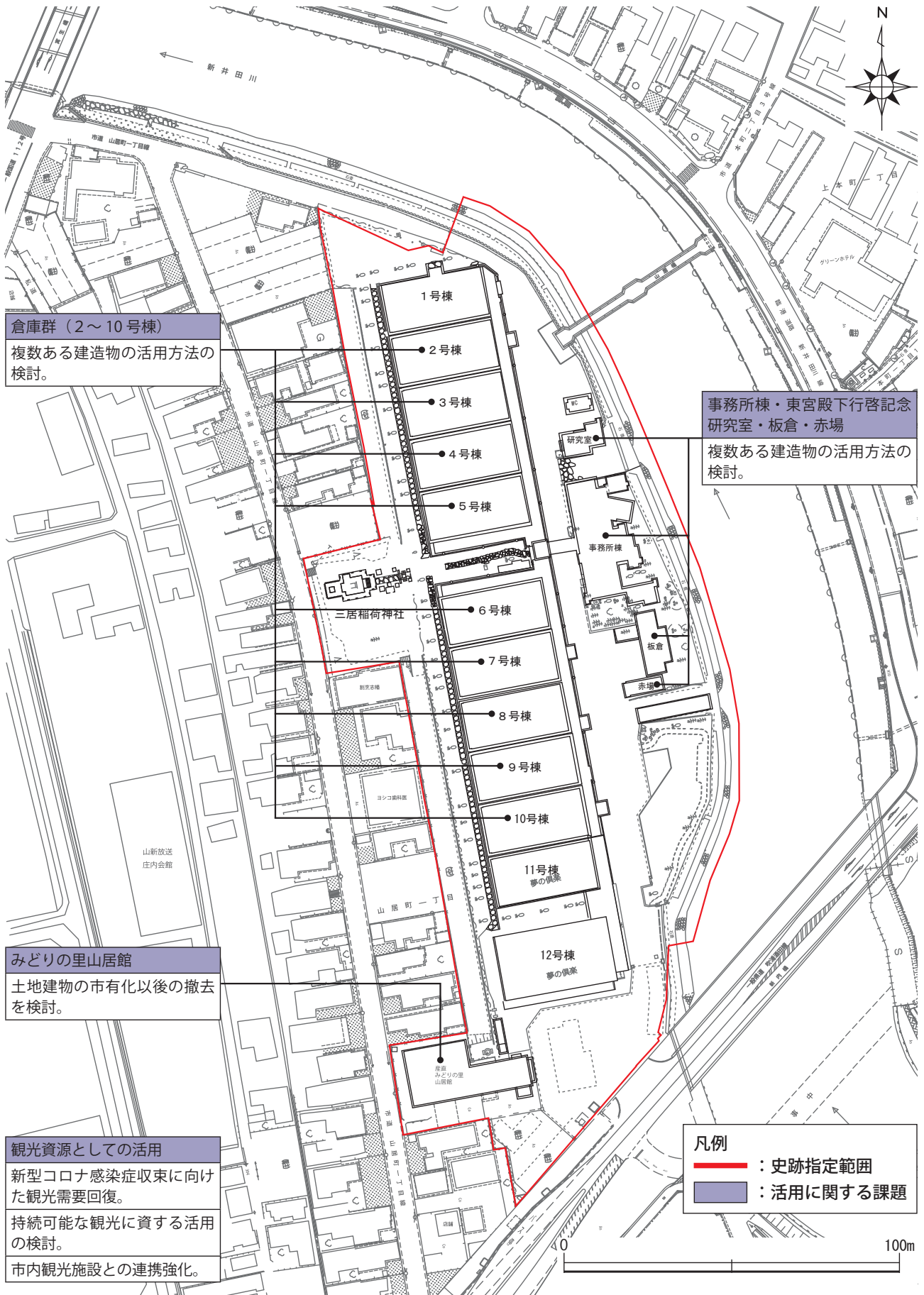
山居橋
 継続的な歴史的景観への配慮。

新井田川右岸
 歴史的景観への配慮 (材料・色など)。

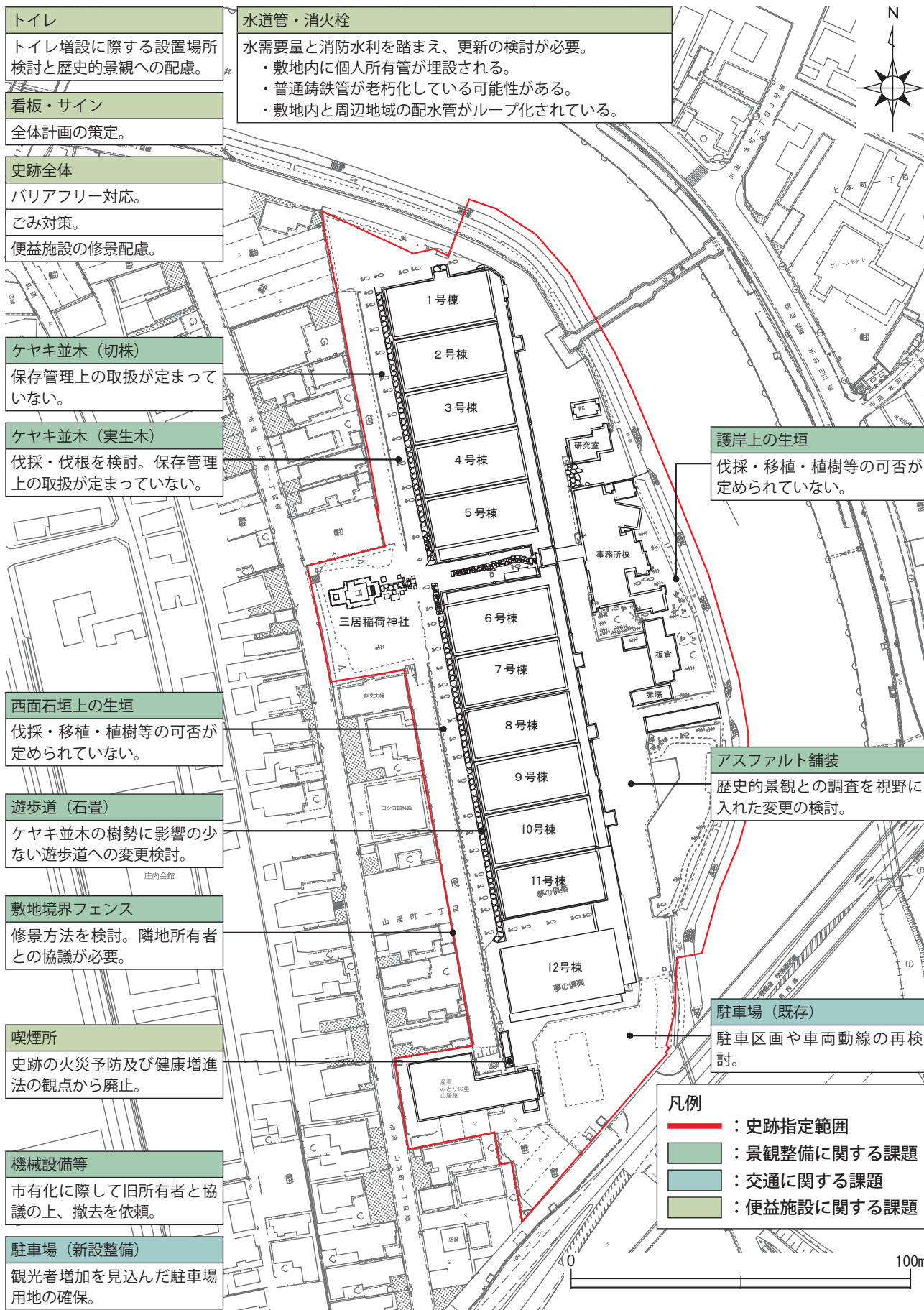
隣接地
 史跡の周辺景観保全ガイドライン作成などの配慮。

凡例
 ———— : 史跡指定範囲
 ■ : 周辺環境の保全に関する課題

周辺環境の保全に関する課題



活用に関する課題



整備に関する課題

構成要素一覧

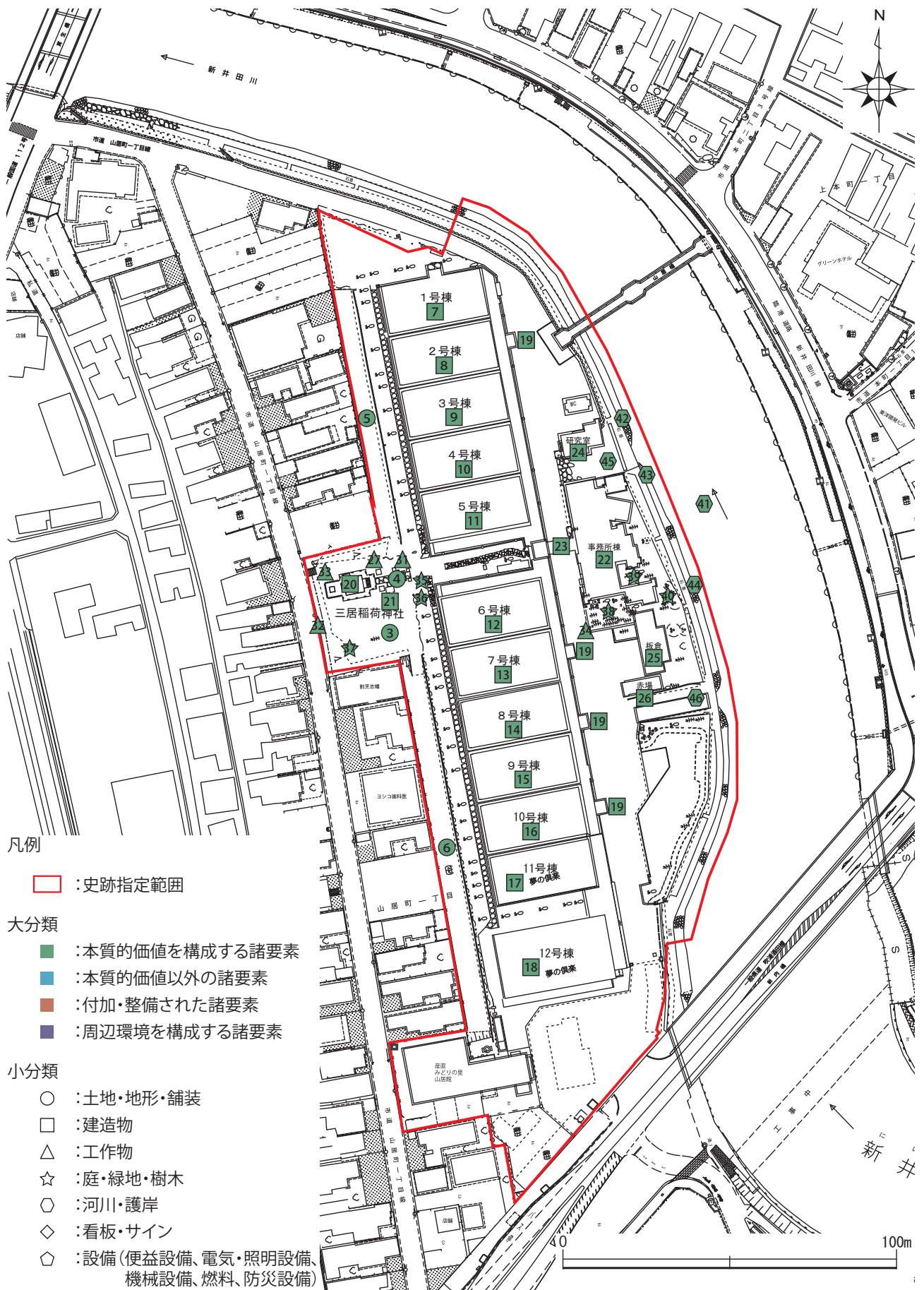
大分類	小分類	No.	大項目	小項目		
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形・舗装	1	土地			
		2		地下遺構		
		3	三居稲荷神社	境内（土地）		
		4		参道		
		5	西面石垣	北側（空積）		
		6		南側（練積）		
	建造物	倉庫群	7	1号棟		
			8	2号棟		
			9	3号棟		
			10	4号棟		
			11	5号棟		
			12	6号棟		
			13	7号棟		
			14	8号棟		
			15	9号棟		
			16	10号棟		
			17	11号棟		
			18	12号棟		
			19		倉庫-荷揚場間渡り廊下跡	
			20	三居稲荷神社	社殿（本殿・拝殿）	
			21		手水舎	
			22	事務所棟		
			23	事務所棟-倉庫渡り廊下		
			24	東宮殿下行啓記念研究室		
			25	板倉		
		26	赤場			
	工作物	三居稲荷神社	27	鳥居		
			28	社標		
			29	燈籠1		
			30	燈籠2		
			31	燈籠3		
			32	玉垣		
			33	西面石段		
			34	事務所棟	庭板塀	
	庭・緑地・樹木	ケヤキ並木	35	ケヤキ		
			36	切株		
		37	三居稲荷神社	境内樹木（マツ）		
		事務所棟	38	和室南庭園		
			39	和室東中庭		
		40		裏庭		
	河川・護岸	新井田川	41			
			42	新井田川護岸	法面石垣	
			43		法面石垣（モルタル補修済）	
			44		護岸根固め・松杭	
		荷揚場	45		北側	
			46		南側	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
本質的価値以外の諸要素	土地・地形・舗装	47	倉庫群	雨落ち側溝	
		48	敷地境界	土留壁（西面・三居稲荷神社三方）	
	建造物	49	山居橋		
		50	小鵜飼船覆屋		
		工作物	51	三居稲荷神社	幟立て
	52			北面石段	
	53		敷地境界	柵（敷地北端）	
	54		藤棚（事務所棟西面）		
	55		小鵜飼船		
	庭・緑地・樹木	56	実生木		
		個別樹木	57	イチョウ（5号棟-6号棟間）	
			58	フジ・マツ（事務所棟西面）	
			59	スギ（事務所棟西面）	
			60	アオギリ（研究室西面）	
			61	マツ（板倉西面）	
		62	緑地公園	樹木（マツ）	
		63	倉庫群	倉庫番号看板	

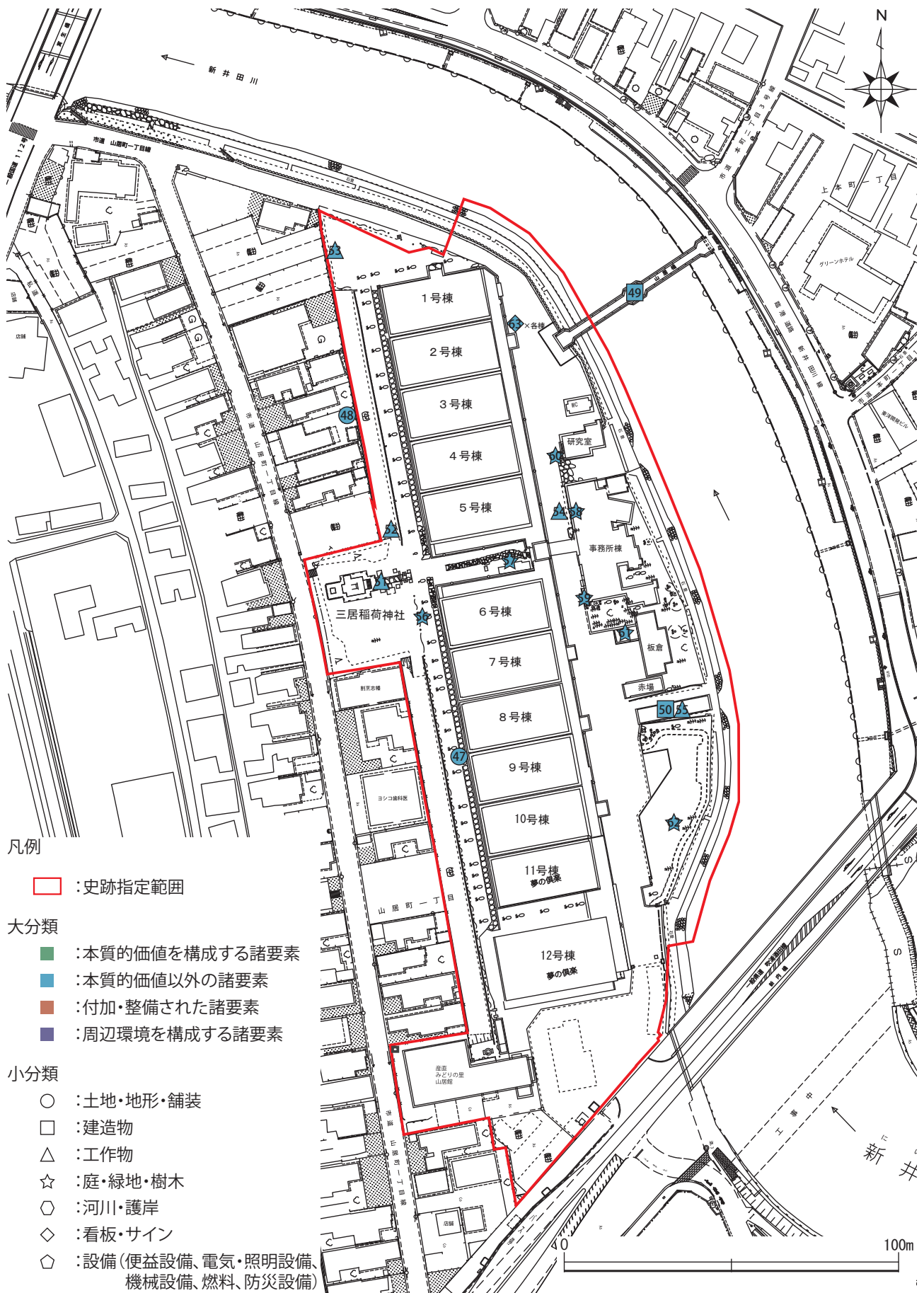
大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
付加・整備された諸要素	土地・地形・舗装	64	舗装		
		65	観光駐車場		
		66	遊歩道（石畳）		
		67	12号棟脇石張り舗装		
		68	緑地公園	遊歩道	
		建造物	69	みどりの里山居館	
			70	駐輪場・喫煙所	
			71	公衆便所	
	工作物	新井田川手摺	72	木製	
			73	鋼製	
		74	敷地境界	フェンス	
		75	百葉箱		
	庭・緑地・樹木	76	緑地公園	芝地	
		生垣	77	西面石垣上	
			78	東面護岸上	
	看板・サイン	看板・サイン	79	施設看板	
			80	解説板	
			81	保存樹表示板	
			82	誘導看板	
			83	観光マップ・観光案内	
			84	デジタルサイネージ	
			85	顔出しパネル	
			86	注意喚起板	
			87	危険物標識	
			88	街区表示板	
			89	埋設標識（ケーブル埋設・敷地境界杭等）	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
付加・整備された諸要素	便益設備	90	自動販売機	
		91	12号棟脇手摺・車止め	
		92	車止め	1号棟脇
		93		12号棟脇
		94	オープンテラス	デッキ
		95		テーブル・ベンチ
		96	ベンチ	石造
		97		木造
		98	緑地公園	ベンチ（樹脂製）
	電気・照明設備	99	電気・照明器具	街灯（山居橋袂）
		100		夜間照明・ライトアップ用照明
		101		制御盤
	機械設備	102	室外機械類	クーリングタワー
		103		エアコン室外機
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ
105		灯油タンク		
防災設備	106	水道管・消火栓		
	107	消火器具置場		

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
周辺環境を構成する諸要素	工作物	108	新井田川手摺	木製
	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣
		110		護岸根固め・松杭
		111		石段
	看板・サイン	112	道路誘導標識	
	便益施設	113	バス停	
	電気・照明設備	114	電気・照明器具	引込柱



本質的価値を構成する諸要素 位置図



凡例

□ : 史跡指定範囲

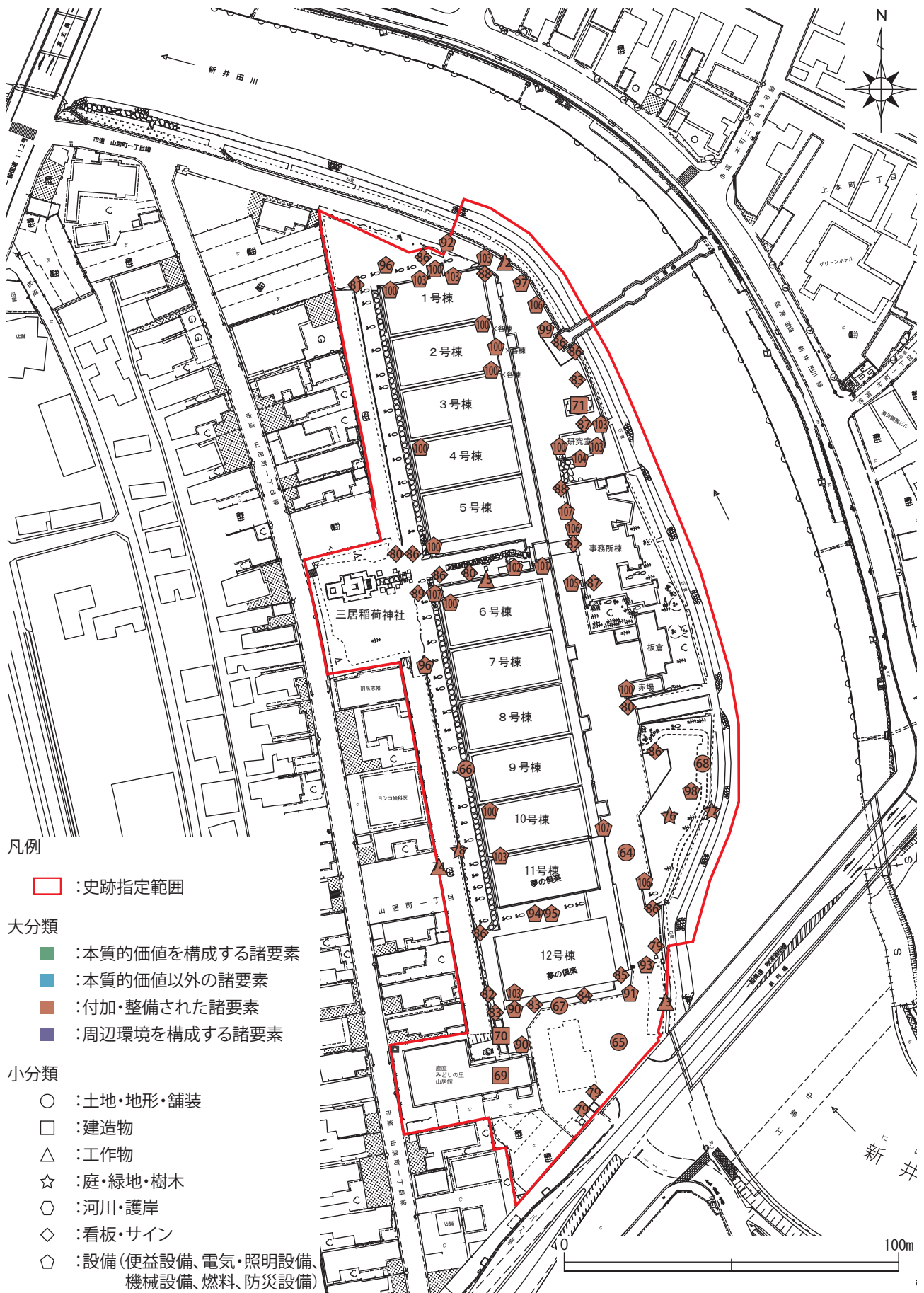
大分類

- : 本質的価値を構成する諸要素
- : 本質的価値以外の諸要素
- : 付加・整備された諸要素
- : 周辺環境を構成する諸要素

小分類

- : 土地・地形・舗装
- : 建造物
- △ : 工作物
- ☆ : 庭・緑地・樹木
- ◇ : 河川・護岸
- ◇ : 看板・サイン
- ◇ : 設備 (便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)

本質的価値以外の諸要素 位置図



凡例

□ : 史跡指定範囲

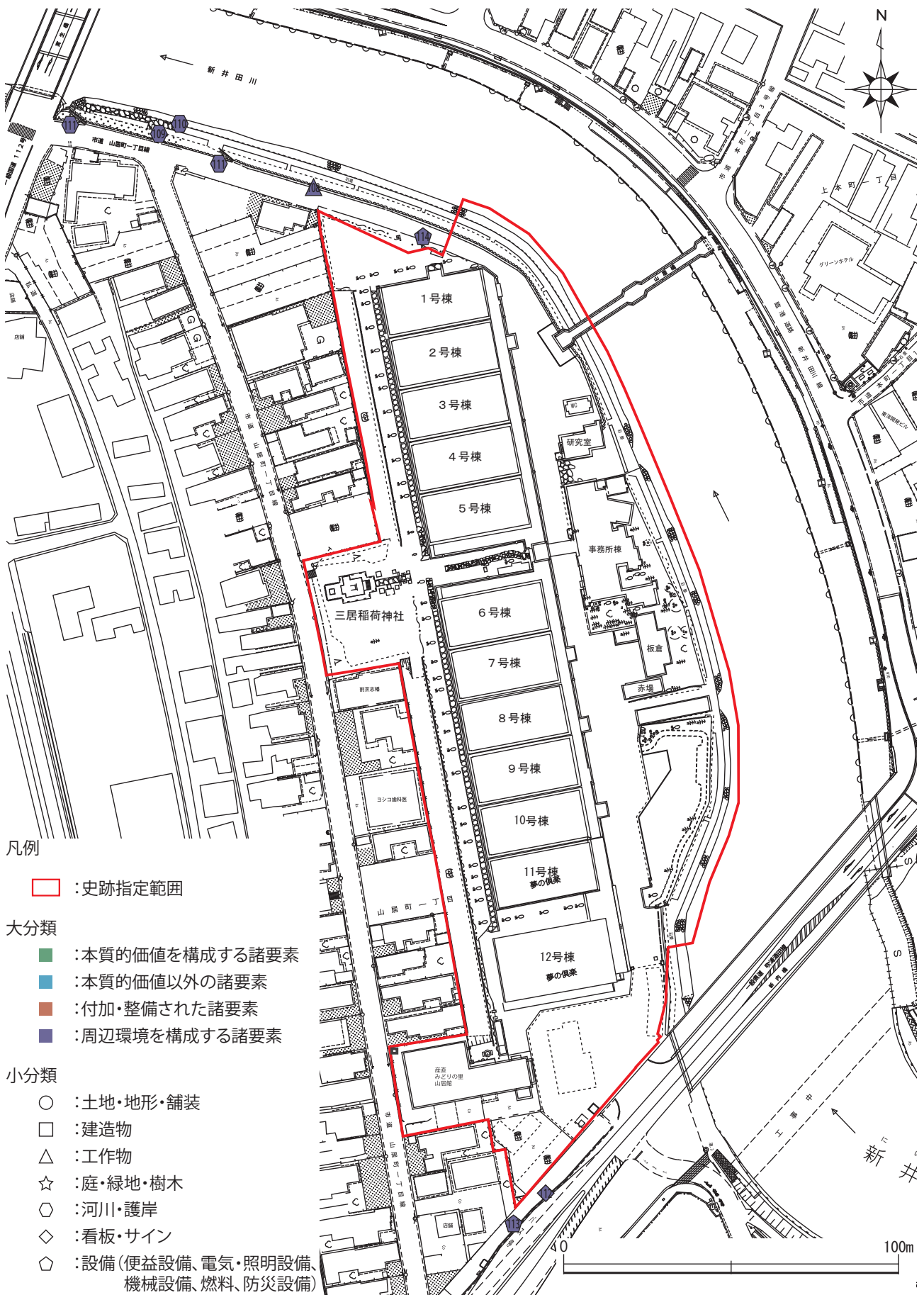
大分類

- : 本質的価値を構成する諸要素
- : 本質的価値以外の諸要素
- : 付加・整備された諸要素
- : 周辺環境を構成する諸要素

小分類

- : 土地・地形・舗装
- : 建造物
- △ : 工作物
- ☆ : 庭・緑地・樹木
- ◇ : 河川・護岸
- ◇ : 看板・サイン
- ◇ : 設備(便益設備、電気・照明設備、機械設備、燃料、防災設備)

付加・整備された諸要素 位置図



周辺環境を構成する諸要素 位置図

構成要素分類表

所在区分	大分類	概要	小分類	諸要素
指定地内	本質的価値を構成する諸要素	<p>史跡の本質的価値を示す諸要素。</p> <p>災害防止で止むを得ない場合を除き、史跡の歴史的景観を大幅に改変する行為（人為的な地形の改変、建造物・工作物の撤去・移築、理由なき樹木の伐採等）は原則として認めない。</p> <p>後世に良好な状態で継承するため、計画的な保存管理・修復に努め、補修・維持管理に関する行為（同素材・同形状による補修、樹木の選定等）は軽微な変更として現状変更に含まない。</p>	土地・地形・舗装	土地、地下遺構、三居稻荷神社境内・参道、西面石垣
			建造物	倉庫群（1号棟～12号棟、倉庫-荷揚場間渡り廊下跡）、三居稻荷神社社殿（本殿・拝殿）、三居稻荷神社手水舎、事務所棟、事務所棟-倉庫渡り廊下、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、赤場
			工作物	三居稻荷神社（鳥居、社標、燈籠、玉垣、西面石段）、事務所棟庭板塀
			庭・緑地・樹木	ケヤキ並木、ケヤキ切株、三居稻荷神社境内樹木（マツ）、事務所棟庭（和室南庭園、和室東中庭、裏庭）
			河川・護岸	新井田川、新井田川護岸（法面石垣、根固め・松杭）、荷揚場
	本質的価値以外の諸要素	<p>指定地内において、史跡の歴史的価値や景観の補完を担う諸要素。</p> <p>史跡の本質的価値を維持するために必要な行為である場合、これらの撤去・更新を認める。</p> <p>形状・形態・材料・材質等を変更する場合、現存する諸要素の歴史的価値を確認した上で実施する。</p> <p>撤去・変更・更新が求められる場合は、事前に現状変更申請において可否を問うものとする。</p>	土地・地形・舗装	倉庫群雨落ち側溝、敷地境界土留壁（西面）
			建造物	山居橋、小鶺鴒船覆屋
			工作物	三居稻荷神社（幟立て、北面石段）、敷地境界柵（北面）、藤棚、小鶺鴒船
			庭・緑地・樹木	実生木、イチョウ（5号棟-6号棟間）、フジ・マツ（事務所棟西面）、スギ（事務所棟西面）、アオギリ（研究室西面）、マツ（板倉西面）、緑地公園樹木（マツ）
			看板・サイン	倉庫番号看板
	付加・整備された諸要素	<p>史跡指定以前に保存・管理・活用の必要に応じて、付加・整備された諸要素。</p> <p>史跡の保存・管理・生活上必要な行為である場合、これらの撤去・更新を認める。</p> <p>今後、これらの整備においては、史跡の歴史的価値・景観を損なわないよう留意し、修景等に努める。</p>	土地・地形・舗装	舗装、観光駐車場、遊歩道（石畳）、12号棟脇石張り舗装、緑地公園遊歩道
			建造物	みどりの里山居館、駐輪場・喫煙所、公衆便所
工作物			新井田川手摺、敷地境界フェンス、百葉箱	
庭・緑地・植物			緑地公園、生垣	
看板・サイン			施設看板、解説板、保存樹表示板、誘導看板、観光マップ・観光案内、デジタルサイネージ、顔出しパネル、注意喚起板、危険物標識、街区表示板、埋設標識	
便益設備			自動販売機、12号棟脇手摺・車止め、市道山居町一丁目線車止め、オープンテラス（デッキ・テーブル・ベンチ）、ベンチ（石造・木造）、緑地公園ベンチ（樹脂製）	
電気・照明設備			街灯（山居橋袂）、夜間照明・ライトアップ用照明器具、制御盤	
機械設備			クーリングタワー、エアコン室外機	
燃料			プロパンガスボンベ、灯油タンク	
防災設備	消火栓、消火器具置場			
指定地外	周辺環境を構成する諸要素	<p>史跡指定地外において、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素。または、史跡の活用において、改善・整備が想定される諸要素。</p>	工作物	新井田川手摺（指定地より延長）
			河川・護岸	新井田川護岸（法面石垣、根固め・松杭、石段）
			看板・サイン	道路誘導標識
			便益施設	バス停
		電気・照明設備	引込柱	

構成要素一覧表

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
本質的価値を構成する諸要素	土地・地形・舗装	1	土地		山居倉庫の創建当初、約3.6mの土盛りが行われたとされ、発掘調査により証明されている。 倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらわし主体とする。	表土あらわしの範囲はエロージョン（表土流出）による地形の変化に注意する。
		2		地下遺構	敷地内建物の変遷に伴い、地下に前身建物の地下遺構が残されている。一部発掘調査を実施した。土盛りの痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確な確認に至っていない。	整備に際して破壊のないよう十分な管理と調査が必要である。
		3	三居稻荷神社	境内（土地）	境内の過半は雑草地となる。	松かさ、松葉の落下が著しい。建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐朽を招く恐れがある。
		4		参道	両側面を縁石とし、参道面はモルタル塗り洗い出し仕上げとする。	縁石に若干の乱れが確認できるが、モルタル面に目視できる破損は見られない。
		5	西面石垣	北側（空積）	史跡の当初土盛りを示す遺構。空積のため、旧来の仕様を示すものと考えられる。	石積に乱れが生じている。定期的な観測を行い、崩落等に直結する劣化が認められる場合には、修復の検討が必要である。
		6		南側（練積）	史跡の当初土盛りを示す遺構。練積のため、後年の改修が窺える。	目地の抜け等は見受けられず、比較的安定した状態と見受けられる。定期的な観測を行い、崩落等に直結する劣化が認められる場合には、修復の検討が必要である。
		建造物	7	倉庫群	1号棟	明治28年建築。昭和60年以降「庄内米歴史資料館」として活用・公開。開館時間：午前9時～午後5時（12～2月は4時半）、入館料：一般300円、中高生200円、小学生150円（20名以上団体は50円引）。 本来の構造・意匠を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、展示什器を設置しており、文化財としての活用に配慮している。

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題	
建築物	倉庫群	8	倉庫群	2号棟	明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面及び妻面開口部に断熱材を吹き付ける。	現状は非公開となっているため、見学者・観光客が当該建物の文化財価値を理解・享受できる状況にない。内部の活用に向けて、耐震性能等を確認する必要がある。活用の用途に応じた設備改修が求められる。	
		9		3号棟	明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面（母屋間）にボード張り（断熱パネルか？）を施す。妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。		
		10		4号棟	明治26年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面（母屋間）にボード張り（断熱パネルか？）を施す。内壁は合板張り（内部断熱材吹付か）。土台廻り、棟木周辺、妻面・妻面開口部等に断熱材を吹き付ける。		
		11		5号棟	明治26年建築。非公開。備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。		
		12		6号棟			
		13		7号棟			
		14		8号棟	明治27年建築。非公開。備蓄米保管。内部屋根面・壁面全てに断熱材を吹き付ける。		
		15		9号棟			
		16		10号棟	明治27年建築。非公開。内部未使用（備品等が置かれる）。屋根面及び妻面・妻面開口部に断熱材を吹き付ける。		
		17		11号棟	明治28年建築。平成16年以降、11号棟・12号棟を「酒田夢の倶楽」と称する観光物産館として活用する。倉庫本体は「ミュージアム華の館」、下屋部分をお土産コーナー「幸の館」として活用する。 本来の構造を見せ、倉庫としての大空間を維持しながら、構造補強や展示・販売の什器等の設置を行っており、文化財としての活用に配慮している。		外観は史跡の歴史的景観に配慮した整備が行われるが、内部の活用方法は観光に特化しており、史跡における位置づけが理解し難い状況にある。

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	建造物	18	倉庫群	12号棟	大正5年建築。平成16年以降、11号棟・12号棟を「酒田夢の倶楽」と称する観光物産館として活用する。倉庫本体はレストラン「芳香亭」、軽食販売店、便所、管理者事務所、下屋部分をお土産品コーナー「幸の館」として活用する。 本来の構造を見せながら、構造補強や店舗什器等の設置を行っており、文化財としての活用に配慮する。一方、間仕切り壁によって中小規模の部屋に区画しているため、倉庫としての大空間を感じ難く、活用を重視した内部意匠とする。	外観は史跡の歴史的景観に配慮した整備が行われるが、内部の活用方法は観光に特化しており、史跡における位置づけが理解し難い状況にある。
				倉庫-荷揚場間 渡り廊下跡	かつて倉庫下屋（東面）に荷揚場と倉庫を繋ぐ渡り廊下が設けられていた。現状は、切断・撤去され倉庫側の一部が現存する。	建物から大きく迫り出した状態で現存しており、木造としては柱で支えられていない範囲が長く、地震時の崩落等が懸念される。
		20	三居稻荷神社	社殿 (本殿・拝殿)	拝殿は明治27年（1894）建築、本殿は大正4年（1915）建築。本殿基壇は練石積。	本殿基壇の目地材が一部失われている。拝殿、本殿共に土台・柱・縁束の脚部付近に著しい腐朽が確認される。
				21	手水舎	木造。参道南面に位置する。
		22	事務所棟	明治26年当時の休憩室を主体に、昭和時代初期に至る増築を重ねた姿を残す。事務所・資料室をはじめ、各所に改修の形跡も見て取れるが、全体として山居倉庫の管理を担った事務所建築が良好な状態で保存されている。	現状は非公開となっているため、見学者・観光客が文化財価値を理解・享受できる状況にない。 内部の活用に向けて、耐震性能等を確認する必要がある。活用の用途に応じた設備改修が求められる。	
		23	事務所棟-倉庫渡り廊下	木造。事務所棟正面と倉庫（5号棟-6号棟間）を繋ぐ渡り廊下。下部を車両が通行するため、中間には柱が立たない。	柱で支えられていない範囲が長く、地震時の崩落等に注意を要する。雨樋が切れている範囲がある。	
		24	東宮殿下行啓記念研究室	前身建物は、大正15年に平屋建で建築、昭和9年に現木造二階建の研究室が建築された。 外壁は一階が下見板張り、二階がモルタル吹付とする。 内部は床：縁甲板張り、壁・天井：漆喰塗りなど洋風意匠でまとめられている。	春～秋にかけて新井田川護岸のツタが、当該建物の二階外壁や軒に繁茂する。隙間・亀裂等を広げる恐れがある。 内部の活用に向けて、耐震性能等を確認する必要がある。活用の用途に応じた設備改修が求められる。	

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	建造物	25	板倉		木造平屋建。事務所棟南側に位置する。北側を物置、南側を車庫として用いる。明治時代後期までに2棟あったが、大正時代前期に1棟が失われた。	車庫の範囲に改造の形跡が見られる。車庫部分の外観（シャッター）が史跡の歴史的景観に配慮されていない。（車庫部分を除いて）軒樋が無いため外壁縦板張りの下部に腐朽が見受けられる。背面下屋の外壁波板金属板に錆が見受けられる。 建物の用途・価値に関する解説が行われていない。
		26	赤場		木造平屋建。板倉の南側に位置する。昭和時代初期までに建築されたもので、当初は物置などの用途であった。現状は西側下屋に土間・流しを配し、本屋は西側が板床の上に莫塵敷、東側は背面から用いる土間の物置とする。	経年劣化が見受けられる（屋根金属板葺の錆や波打ちが確認できる）。軒樋が無いため外壁縦板張りの下部に腐朽が見受けられる。 建物の用途・価値に関する解説が行われていない。
	工作物	27	三居稻荷神社	鳥居	鉄筋コンクリート製、人造石塗り洗い出し仕上げ。	現状で著しい劣化等は確認できない。
		28		社標	参道北脇に位置する。石造。石柱と丸鋼による柵で囲まれる。「三居稻荷神社」「御大典記念 昭和三年十一月十日」「伯爵酒井忠良謹書」「石工齋藤多市刻」	周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見られる。
		29		燈籠1	最東側に位置する。2基1組。石造。「大正十三年四月吉日」	地震等による倒壊が懸念される。 局所的な角欠が見られる。
		30		燈籠2	鳥居西側に位置する。2基1組。石造。	燈籠2は基礎部に乱れが見られる。
		31		燈籠3	最西側に位置する。2基1組。石造。	
		32		玉垣	境内西面の敷地境界に鉄筋コンクリート製（親柱のみ人造石塗り洗い出し仕上げ）の玉垣が設置される。	鉄筋の錆膨張による爆裂が各所に見られ、破片の落下等が懸念される。
		33		西面石段	神社境内の西面北端に設けられた石段。市道山居町一丁目線との昇降に用いる。両脇袖壁は敷地境界の土留壁と一体で、階段部のみ石造とする。	石段上面の摩耗、角欠等が見られるが、機能は担保されている。
		34	事務所棟	庭板塀	事務所棟（和室）南庭園を囲う板塀。鉄筋コンクリート柱に木造の屋根・外壁を施す。	各所に破損・劣化（屋根板金の錆、柱の鉄筋錆膨張による爆裂）が見られる。

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	庭・緑地・ 樹木	35	ケヤキ並木	ケヤキ	夏の高温防止のため、倉庫南面に配したものの。1号棟から11号棟を「コ」の字に囲う。	樹勢衰退の傾向が見られる。 強風時に枯れ枝が落下することがあり、見学者の安全確保が求められる（看板による注意喚起を行っている）。 落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。
		36		切株	枯死等の理由によって、伐採したケヤキの切株が点在する。	比較的大きなケヤキの切株が多く伐根が困難な状況にある。
		37	三居稻荷神社	境内樹木（マツ）	境内の周囲にマツ林が形成される。	松かさ、松葉の落下が著しい。建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐朽を招く恐れがある。
		38	事務所棟	和室南庭園	事務所棟（和室）南に位置する板塀に囲まれた庭園。芝庭、樹形が整えられたマツで構成される。	松かさ、松葉の落下が著しい。雑草の繁茂が見られる。
				和室東中庭	事務所棟（和室）東側に位置する。苔庭、モミジ等の植栽で庭園としての体裁を整える。	庭園内の落葉、裏庭の松葉の堆積や吹き溜まりが見られる。周辺樹木の樹高が大きく、建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐朽を招く恐れがある。
				裏庭	事務所棟東側に位置する。新井田川に沿って生垣を配し、マツの大木を主体とする。一部に飛石を配する。	松かさ、松葉の落下が著しい。マツの樹高が大きく、建物周辺・屋根面への堆積によって、木部の腐朽を招く恐れがある。雑草の繁茂が見られる。
	河川・護岸	41	新井田川		山形県が管理する二級河川。史跡地側（左岸）の護岸は酒田市の管理、対岸（右岸）は港湾管理となる。	敷地から荷揚場を介して川岸へ至ることが可能であるが、観光・見学については安全性が確保できない状況にあって、立入制限が必要である。
		42	新井田川護岸	法面石垣	研究室東面から北側（実生橋南袂まで）は、法面石垣が旧来の状態で残されている。	ソタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがある。 法面石垣の現状（劣化状況）が把握されていない。
				法面石垣（モルタル補修済）	研究室東面から南側（新内橋南袂まで）は、法面がモルタルによって補修が行われている。	旧来の法面石垣が見られない。 ソタや雑草が繁茂する。
				護岸根固め・松杭	護岸根固めは新内橋北袂から実生橋まで石敷の状態が残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。	松杭上端に腐朽が見られる（下部は未確認）。
		45	荷揚場	北側	新井田川から倉庫へ米を運び入れた荷揚場跡。現在はバリケードによって立ち入り制限を行っている。	敷地から荷揚場を介して川岸へ至ることが可能であるが、観光・見学については安全性が確保できない状況にあって、立入制限が必要である。

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	河川・護岸	46	荷揚場	南側	南側荷揚場には小鵜飼船・覆屋が設置される。	傾斜路側面の石垣に乱れが生じている。
本質的価値以外の諸要素	土地・地形・舗装	47	倉庫群	雨落ち側溝	倉庫群の周囲に設けられた雨落ち側溝。各倉庫間と西面は犬走りと一体的にコンクリートで整形された開渠とし、その他はコンクリート製蓋付側溝とする。各建物間で巾や深さの仕様が異なる。なお、屋根面の雨水は雨樋によって集水し、側溝へ流している。	ケヤキ並木等の落葉による詰まり等が無いよう清掃の徹底が必要である。
		48	敷地境界	土留壁（西面・三居稻荷神社三方）	指定地西面北端から三居稻荷神社までの敷地境界に設置される。コンクリート製。	運用上の課題は見受けられない。
		建造物	49	山居橋		史跡地北東部と新井田川対岸（酒田市街地方面）を繋ぐ歩道橋。昭和34年（1959）まで同位置に木橋が架かっており、平成5年（1993）に現在の鋼桁木装橋（ヒバ）が建造された。
	50		小鵜飼船覆屋		小鵜飼船を保護する覆屋。	覆屋に劣化（床組材の腐蝕、屋根の波打ち等）が見られる。
	工作物	51	三居稻荷神社	幟立て	参道両脇に2本2組（合計4本）設置。鉄筋コンクリートの柱にステンレス製の幟立て金具を設ける。	運用上の課題は見受けられない。
				北面石段	神社境内の北面東端に設けられた石段。両脇袖壁等はなく、傾斜地に割石が段状に並べられる。	西面石垣石垣を見学する際、傾斜地の昇降が必要となるが、現状の石段では機能性・安全性が保たれていない。
		53	敷地境界	柵（敷地北端）	1号棟北側・史跡指定地境界に鉄筋コンクリート柱と丸鋼による柵が設置される。	各所に錆が見受けられる。
		54	藤棚（事務所棟西面）		藤棚の柱はコンクリート製、棚は鉄骨製。	鉄骨製の棚に錆が見受けられる。
		55	小鵜飼船		最上川舟運において物資輸送を行った船（復元）が南側荷揚場に屋外展示される。	運用上の課題は見受けられない。
	庭・緑地・樹木	56	実生木		ケヤキ並木等に実生木が点在する。	実生木について取扱が定まっていない。
		57	個別樹木	イチョウ（5号棟-6号棟間）	5号棟-6号棟の間に立つ。	いずれも植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。
				フジ・マツ（事務所棟西面）	事務所棟西面に立つ。	落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	庭・緑地・ 樹木	59	個別樹木	スギ (事務所棟西面)	事務所棟西面南端に立つ。幹が事務所棟の便所屋根と干渉する。	いずれも植栽に関する歴史的背景が明確になっていない。 落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による雨漏りや樋を詰まらせる原因となる。
		60		アオギリ (研究室西面)	研究室西面南端に立つ。	
		61		マツ(板倉西面)	板倉西面北端に立つ。	
		62	緑地公園	樹木(マツ)	緑地公園内の樹木。マツが中心となる。	
	看板・ サイン	63	倉庫群	倉庫番号看板	角倉庫の東面に設置される番号札。鉄板に番号が塗装される。	各所に錆が見受けられる。
付 加 ・ 整 備 さ れ た 諸 要 素	土地・地 形・舗装	64	舗装		倉庫群周辺の地盤面は、観光駐車場～倉庫群東側がアスファルト舗装、西側が表土あらわし主体とする。	史跡の歴史的景観の保全に向けて、アスファルト舗装の是非について検討が求められる。
		65	観光駐車場		史跡南端に整備された観光用駐車場。アスファルト舗装。誘導員が配置される。	曜日、日時によって混雑が見られる。
		66	遊歩道(石畳)		観光客の増加に伴って、ケヤキ並木の根茎保護のために設置された。	山居倉庫を代表する景観の一部として認知されているが、歴史的根拠に従った整備ではない。史跡価値の理解に対して誤解が生じている可能性もある。
		67	12号棟脇石張り舗装		12号棟への導入路として、南東面に石張り舗装が施される。	石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではない。史跡価値の理解に対して誤解が生じる可能性もある。
		68	緑地公園	遊歩道	緑地公園内を通る砂利敷の遊歩道。	運用上の課題は見受けられない。
	建造物	69	みどりの里山居館		農産物直売所。野菜、果物、生産者手作りの加工品、惣菜等を販売する。	史跡指定以前に建築されたもので、史跡の歴史的景観に配慮されていない。
		70	駐輪場・喫煙所		木造切妻造金属板葺。史跡の歴史的景観に配慮したデザインとする。	運用上の課題は見受けられない。
		71	公衆便所		研究室北側に設置される。木造瓦葺。外壁縦板張り。史跡の歴史的景観に配慮したデザインとする。	
	工作物	72	新井田川手摺	木製	研究室から実生橋までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干に合わせたデザインとし、史跡の歴史的景観に配慮する。	木材保護塗料に劣化が見受けられ、木部が腐朽する恐れが生じている。
		73		鋼製	新内橋袂から史跡地生垣までの間、新井田川沿いに設置される。一般的な転落防止柵で、色調のみ史跡の歴史的景観に配慮する。	運用上の課題は見受けられない。

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	工作物	74	敷地境界	フェンス	史跡指定地西面（三居稻荷神社南側～みどりの里山居館）に設置される。	みどりの里山居館周辺は、史跡の歴史的景観に配慮した色調である一方、三居稻荷神社南側は史跡の歴史的景観に配慮されていない。 修景等に向けて隣地所有者との協議が必要となる。
		75	百葉箱		木製。気象観測のために設置。測機器を日射から遮蔽するとともに雨や雪から保護するための装置。	木材保護塗料に劣化が見受けられ、木部が腐朽する恐れが生じている。
	庭・緑地・ 樹木	76	緑地公園	芝地	緑地公園の地表面を覆う。	運用上の課題は見受けられない。
		77	生垣	西面石垣上	隣地境界との目隠しを担う。	成育にばらつきがあり、枝葉に隙間があり機能を満たしていない範囲が点在する。
		78		東面護岸上	石垣からの転落防止を担う。	
	看板・ サイン	79	看板・サイン	施設看板	①山居倉庫・②酒田夢の倶楽・③山居館の3件。①はコンクリート製、②③はスチール製。上記の他、建物の壁面に施設案内に関する看板（私設名称、入館案内等）が設置される。	史跡指定以前に設置されたもので、史跡の歴史的景観に配慮されていない。
				解説板	木製。建物や構成要素に関する解説が行われている。	山居倉庫の文化財価値の解説は庄内米歴史資料館（入館有料）で行われており、屋外における解説は局所的なものに留まる。屋外の解説板は全体的な計画性に乏しく、史跡価値を十分に説明できていない。
		81		保存樹表示板	ステンレス製。酒田市樹木等の保存に関する要綱にもとづいた保存樹指定を示す看板。	板面に劣化が見られる。
		82		誘導看板	木製。ペンキ塗りの文字・矢印で庄内米歴史資料館への誘導を担う。 上記の他、建物の壁面に各施設（庄内米歴史資料館、酒田夢の倶楽、ケヤキ並木等）への誘導を担う看板が設置される。	ペンキが劣化し、文字・矢印が認識できないものがある。
				観光マップ・観光案内	木製。12号棟南側、山居橋袂に観光マップが2箇所、駐輪場北側に観光案内が1箇所設置。周辺の地図及び観光地を示す。	12号棟南側の観光マップと駐輪場北側に観光案内が直近にあり、内容が重複している。
		84		デジタルサイネージ	スチール製。12号棟南面に設置されたデジタルサイネージ。	活用されていない。

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	看板・サイン	85	看板・サイン	顔出しパネル	スチール製。12号棟南面に設置。酒田市公認マスコットキャラクターの顔出しパネル。来場記念撮影用。	史跡の歴史的景観に配慮されていない。
		86		注意喚起板	強風時の枯れ枝落下、禁煙、ペット同行の禁止、山居橋の通行規則（以上：木製）、駐車禁止区画、通行止（以上：鋼製）等に関する注意喚起を示す。	文化財の保存・活用に関するもの、山居倉庫や個別施設の管理・運営に関するものが混在している。 継続的な設置が必要なもの、所有が酒田市へ以降した場合に不要となるものなど整理が必要である。
		87		危険物標識	スチール製。事務所棟西面、研究室北面に設置。消防法にもとづく少量危険物貯蔵取扱所の表示板。	史跡の歴史的景観に配慮されていない。
		88		街区表示板	スチール製。1号棟北東隅、事務所棟前藤棚に設置。住居表示に関する法律にもとづき市が設置。	材料や塗装に劣化が見られる。
		89		埋設標（ケーブル埋設・敷地境界杭等）	ケーブルの埋設を示す標識や敷地境界杭が設置される。	運用上の課題は見受けられない。
	便益設備	90	自動販売機		12号棟南側、みどりの里山居館北側に設置。	12号棟南側は史跡の歴史的景観に配慮した色調である一方、みどりの里山居館北側は史跡の歴史的景観に配慮されていない。設置管理者との協議が必要となる。
		91	12号棟脇手摺・車止め		12号棟「夢の倶楽」への導入路として、南東面に石張り舗装が施され、脇にステンレス製の手摺及び車止めが設置される。	運用上の課題は見受けられない。
		92	市道山居町	1号棟脇	木製柱及びスチールパイプ製車止めにチェーン式。	
		93	一丁目線車止	12号棟脇	ステンレス製。チェーン式。	
		94	オープンテラス	デッキ		11号棟と12号棟の間に位置するケヤキ並木を利用したオープンテラス。デッキの色調は史跡の歴史的景観に配慮されている。
テーブル・ベンチ				オープンテラスに設置される木製ベンチとアルミ製のテーブル・椅子。 木製ベンチは史跡の歴史的景観に配慮されている。アルミ製のテーブル・椅子はやや配慮に欠けるが、史跡価値と明確に区分された材料で耐候性に考慮したものとなっている。		

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
	便益設備	96	ベンチ	石造	三居稻荷神社東側、1号棟北側等に巨大な切石が置かれ、ベンチとして用いられる。	運用上の課題は見受けられない。
		97		木造	1号棟東面（山居橋袂）に木製ベンチが設置される。	
		98	緑地公園	ベンチ（樹脂製）	緑地公園内に設置された樹脂製のベンチ。	
	電気・照明設備	99	電気・照明器具	街灯（山居橋袂）	山居橋の袂に設置される街灯。基礎石に木製柱。2基1組。山居橋欄干、新井田川手摺等と調和を図ったデザインによる。	
		100			夜間照明・ライトアップ用照明	
		101		制御盤	6号棟北側に設置。倉庫群外部照明器具の制御盤。外壁に色調を合わせ、史跡の歴史的景観に配慮する。	
	機械設備	102	室外機械類	クーリングタワー	6号棟北側に設置。倉庫冷房機の冷却を担う。	史跡の歴史的景観に配慮されていない。
		103		エアコン室外機	活用に応じて、各建物の外部にエアコン室外機が設置される。地表面に直置きするものと、建物に壁付けされるものがある。	市で設置したものは木箱で覆う等の修景を施すが、既往のものは室外機を直接露出しているため、史跡の歴史的景観に配慮されていない。
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ	研究室の燃料として使用される。建物外部に直置きとする。	史跡の歴史的景観に配慮されていない。
		105		灯油タンク	事務所棟の暖房用燃料を貯蔵する。	
	防災設備	106	水道管・消火栓	地上式消火栓が3つ所在する。		敷地内に個人所有管が埋設される。 普通铸铁管が老朽化している可能性がある。 敷地内と周辺地域の配水管がループ化されている。 水需容量と消防水利を踏まえ、更新の検討が必要である。
107				消火器具置場	必要に応じた箇所に木製・赤色の箱を設け、消火器具（消火器、消火用バケツ等）を納める。	

資料2

大分類	小分類	No.	中項目	小項目	現状	課題
周辺環境を構成する諸要素	工作物	108	新井田川手摺	木製	研究室から実生橋までの間、新井田川沿いに設置される。山居橋欄干に合わせたデザインとし、史跡の歴史的景観に配慮する。	木材保護塗料に劣化が見受けられ、木部が腐朽する恐れが生じている。
	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣	研究室東面から北側（実生橋まで）は、法面石垣が旧来の状態で残されている。	ツタや雑草が繁茂し、法面石垣の隙間・亀裂等を広げる恐れがある。 法面石垣の現状（劣化状況）が把握されていない。
				護岸根固め・松杭	護岸根固めは新内橋北袂から実生橋まで石敷の状態で見残されている。根固め先端には松杭が並ぶ。	松杭上端に腐朽が見られる（下部は未確認）。
				石段	市道山居町一丁目線と新井田川河川敷を繋ぐ石段。史跡指定地外。	雑草の繁茂が見られる。
	看板・サイン	112	道路誘導標識		観光駐車場の前面道路に設置される。	運用上の課題は見受けられない。
	便益施設	113	バス停		山居倉庫最寄りのバス停。	運用上の課題は見受けられない。但し、道路向かいの駅前方面のバス停は史跡への配慮が見られる一方、敷地側のバス停は簡素なものとなっている。
	電気・照明設備	114	電気・照明器具	引込柱	コンクリート製電力引込柱。	運用上の課題は見受けられない。

史跡山居倉庫の保存・活用の大綱（案）について

史跡山居倉庫の現状と課題より、今後とも保存し、活用していくため、望ましい将来像として次に掲げる「大綱」とします。

- 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素を保存し、後世に確実に引き継いでいきます。
- 史跡の防災や、災害時における来訪者の安全確保のために必要な施策に取り組みます。
- 山居倉庫の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、山居倉庫からの眺望や市街地から山居倉庫への眺望に配慮した景観形成を図ります。
- 山居倉庫に関する調査研究を継続的に実施し、山居倉庫の価値を一層明らかにするとともに、価値の保存や活用へ向けての確かな根拠とします。
- 調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが酒田の歴史に親しみ、学び、観光客がより一層楽しめる空間や機会を創出します。
- 史跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を整備するとともに、事業遂行にあたっては市民や関係諸団体との連携を図ります。
- 山居倉庫の保存と活用を推進し、山居倉庫の価値と魅力を伝えることにより、市民の宝としての意識を高め、酒田市のまちづくりや交流人口の拡大に寄与します。

史跡山居倉庫の保存・活用の基本方針（案）について

①保 存

- 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素である各建造物・工作物などを適切に保存するとともに、樹木などの自然環境を保全し後世に継承します。
- 日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つとともに、定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努めていきます。
- 現状変更に関する方針を定め、適切に運用します。

②周辺環境

- 史跡指定地に含まれていない新井田川護岸や隣接地などについては、史跡指定地と一体的に景観保存に努めていきます。

③活 用

- 山居倉庫保存のための調査研究を計画的に継続して行うとともに、山居倉庫の魅力や調査の成果の積極的な公表・情報発信に努めます。
- 山居倉庫の価値を多様な来訪者や市民に対し、分かりやすく伝えるための環境を整えます。
- 酒田の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出します。
- 山居倉庫を観光資源として活かし、地域社会・地域経済の活性化につながるまちづくり施策について検討していきます。
- 市内に所在する他の文化財と連携した活用を図ります。

④整 備

- 外観は保存し、内部については適切な整備活用を図ります。
- 保存と活用のために、山居倉庫整備計画を策定します。
- 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を基に十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につながるような計画内容とします。
- 計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図ります。
- 保存活用計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に、関係する市の部局間とのにおける連絡調整を緊密に行います。
- 文化庁、山形県等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、山居倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行います。
- 山居倉庫の保存・活用・整備の推進にあたり、市民との協働に努めます。

山居倉庫保存活用計画策定について

1.目的 史跡等の本質的な価値の構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方法等をまとめ、山居倉庫を後世に伝えていくための基本的な計画である「山居倉庫保存活用計画」を策定する。

2.期間 令和3年度～4年度（2か年）

3.保存活用計画の項目（定めるべき内容）

- 1.計画策定の沿革・目的
- 2.史跡の概要
- 3.史跡等の本質的価値
- 4.現状・課題
- 5.大綱、基本方針
- 6.保存管理
- 7.活用
- 8.整備
- 9.運営・体制の整備
- 10.施策の実施計画の策定・実施
- 11.経過観察

4.スケジュール

令和3年10月26日 第1回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・国指定史跡山居倉庫について
関連計画について
史跡等の概要について
史跡等の本質的価値について
現状について
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・山居倉庫保存活用計画策定について

27日 現地視察

令和4年2月より3月に延期

第2回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・保存活用計画（素案）について
- 4.現状・課題
- 5.大綱、基本方針

令和4年6月 第3回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・保存活用計画（素案）について
- 6.保存
- 7.活用
- 8.整備

令和4年9月 第4回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

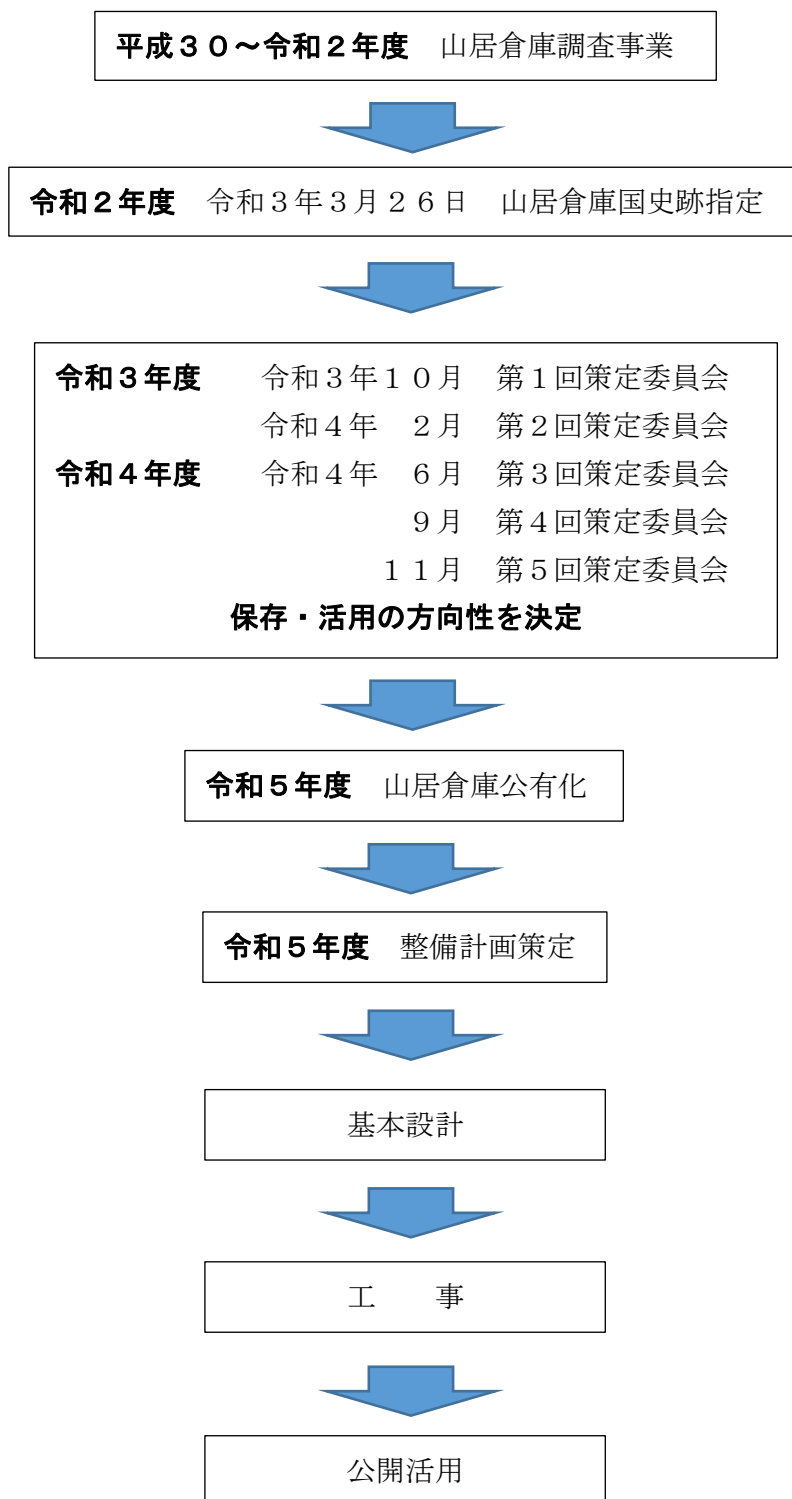
- ・保存活用計画（素案）について
- 9.運営・体制の整備
- 10.施策の実施計画の策定・実施
- 11.経過観察

令和4年11月 第5回酒田市史跡山居倉庫保存活用計画策定委員会

- ・酒田市史跡山居倉庫保存活用計画書について

令和4年12月 酒田市史跡山居倉庫保存活用計画を文化庁へ提出

令和5年度 山居倉庫公有化



※令和4年度以降は、令和3年10月26日現在における予定